

# 税金

## 申告および納税の時期

★は区税、■は都税、◇は国税

1月

★特別区民税  
(第4期)

2月

■固定資産税  
(第4期)

3月

★特別区民税の申告  
■個人事業税の申告  
◇所得税の確定申告

4月



5月

★軽自動車税  
■自動車税

6月

★特別区民税  
(第1期)  
■固定資産税  
(第1期)

7月

◇所得税  
(予定納税第1期)

8月

★特別区民税(第2期)  
■個人事業税(第1期)

9月

■固定資産税  
(第2期)

10月

★特別区民税  
(第3期)

11月

■個人事業税(第2期)  
◇所得税  
(予定納税第2期)

12月

■固定資産税  
(第3期)

## 住民税(特別区民税・都民税)の課税

▶ 税務課 課税第一～三係

☎ 5722-9820 ~ 5 FAX 5722-9324

### ●納税義務者

課税する年の1月1日現在、区内に住所があり前年に所得のあったかた、また区内に住所がなくても事務所・事業所または家屋敷を区内に持つかたは課税されます。また、都民税についても特別区民税と併せて区で課税しています(令和6年度からは、国税である森林環境税も併せて課税されます)。

### ●申告が必要なかた

区内に住所があり、前年中に所得があったかたは申告が必要です。毎年2月16日から3月15日(ただし、開始・終了日が土日にあたる場合は、日程が前後する場合あり)までに区役所税務課に申告をしてください。

ただし、次のかたは申告の必要はありません。

- ① 税務署に所得税の確定申告をしたかた
- ② 給与所得のみで、勤務先から区へ給与支払報告書が提出されるかた
- ③ 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けているかた

## 軽自動車税(種別割)の課税

▶ 税務課 納税係

☎ 5722-9826 FAX 5722-9324

毎年4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、125ccを超えるオートバイなどを所有しているかたに課税されます。

### ●原動機付自転車(125cc以下)の登録・廃車の手続 登録の手続

購入または譲り受けた日から15日以内に、印鑑、販売証明

書または旧所有者の廃車申告受付書と譲渡証明書、身分を確認できるもの(免許証など)を持って、税務課納税係へお越しください。登録料はかかりません。

### 廃車の手続

車を所有しなくなったり、住所が目黒区外に変更になったりしたときは30日以内に、①印鑑②標識(ナンバープレート)③標識交付証明書を持って、税務課納税係へお越しください。

①・②があれば、地区サービス事務所(P8・10参照)でも手続ができます。

### 所有者変更(納税義務者の名義変更)の手続

旧所有者は「廃車の手続」が、新所有者は「登録の手続」が必要です。

### ●軽自動車などの登録・廃車の手続

○125ccを超えるオートバイ

東京運輸支局 品川区東大井1-12-17

テレホンサービス ☎050-5540-2030

○軽三輪・軽四輪車

軽自動車検査協会 港区港南3-3-7 ☎050-3816-3100

## 住民税(特別区民税・都民税)の納税の方法

▶ 税務課 課税第一～三係

☎ 5722-9820 ~ 5 FAX 5722-9324

### ●普通徴収

納税通知書により、年4回に分けて納税していただきます。

### ●特別徴収

給与所得者は、毎月の給料から差し引き、給与支払者を通じて納税していただきます。

公的年金の受給者は、年金にかかる税を支給される年金から差し引き、年金保険者を通じて納税していただきます。

## 住民税・軽自動車税(種別割)の納付場所



### 税務課 納税係

☎ 5722-9826 FAX 5722-9324

#### ●住民税(普通徴収)・軽自動車税(種別割)の納付

##### ○窓口払い

- ・区役所、各地区サービス事務所
- ・東京に本支店のある金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局
- ・納付書に記載されているコンビニエンスストア  
※コンビニは30万円以下のバーコード入り納付書のみ

##### ○インターネット払い

- ・ペイジー  
取引銀行のインターネットバンキングで納付
- ・クレジットカード請求書払い  
ヤフー公金システム(令和4年3月31日終了)  
ネットdeモバイルレジ(令和3年12月開始)  
※クレジットカード払いは金額に応じた手数料がかかります  
※100万円未満のペイジーマーク入り納付書のみ  
※クレジットカード会社は、納付書参照  
※領収書は発行されません

##### ○スマートフォン請求書払い(令和3年12月開始)

- ・電子マネー決済アプリ(電子マネー払い)
- ・モバイルレジアプリ(口座振替払い)
- ・モバイルレジアプリ(クレジットカード払い)  
※30万円以下のバーコード入り納付書のみ  
※クレジットカード払いは金額に応じた手数料がかかります  
※クレジットカード会社や電子マネー会社は納付書参照  
※領収書は発行されません

##### ○口座振替(自動引落し)

- ・事前に登録手続きをしていただくと、ご指定の口座から納付期限の日に自動的に振替納付します  
※軽自動車税(種別割)は、口座振替ができません

#### ●住民税(特別徴収)の納付

##### ○窓口払い

- ・区役所、各地区サービス事務所
- ・東京に本支店のある金融機関(銀行、信用金庫等)
- ・東京都、関東各県および山梨県のゆうちょ銀行、郵便局

##### ○電子納付

- ・地方税共通納税システム(エルタックス)

## 徴収の猶予(分納)・延滞金



### 税務課 徴収第一～四係

☎ 5722-9829 ~ 32・5722-9812 ~ 13  
FAX 5722-9324

#### ●徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃止などの理由で特別区民税・都民税を納期限までに納められないときは、一定の期間に限り徴収の猶予(分割納付・延滞金の減免)が認められる場合がありますので、お早めにご相談ください。

#### ●延滞金

納期限を経過すると延滞金が加算されます。延滞金については納期限後1カ月は年7.3%を上限に、それ以降の期間は年14.6%を上限に、毎年1月1日から適用される割合で計算されます。

## 税の減額・免除



### 税務課 課税第一～三係

☎ 5722-9820 ~ 5 FAX 5722-9324

生活保護を受けることになったかたや、災害などで生活が著しく困難なかたは、特別区民税・都民税の減額・免除ができる場合があります。申請は納期限までにしてください。申請書、生活状況報告書、理由書などが必要です。

## 住民税・軽自動車税(種別割)の証明書



### 税務課 税務係

☎ 5722-9819 FAX 5722-9324

特別区民税・都民税の納税証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書および軽自動車税(種別割)の納税証明書は税務課税務係、戸籍住民課窓口および地区サービス事務所(P8・10参照)で発行します。手数料は1通300円(車検用の軽自動車税(種別割)の納税証明書は無料)。

本人が申請する場合は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)を持参してください。

代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの、本人からの委任状が必要です。

また、使用目的と何年度(何年中の所得)の証明書が必要かを申請書に記入していただきますので、不明な場合はあらかじめ提出先に確認してください。

なお、証明を受けたい年度の1月1日に目黒区にお住まいでない、申告や納税がなされていないなどのため必要な証明書が発行できない場合があります。また、税証明書の使用目的などによっては戸籍住民課、地区サービス事務所では発行できない場合もありますので、あらかじめ税務課税務係へお問い合わせください。

郵便による請求は、本人からの申請のみで、本人の現住所の本人あてに限り(代理人からの請求や代理人あての郵送は不可)税務課税務係で受け付けます。

課税証明書および非課税証明書は、条件を満たしている場合に限り、コンビニ交付サービスで取得することができます。コンビニ交付による手数料は、1通200円。

## 税についての問い合わせ

#### ●所得税・法人税・相続税・贈与税

○目黒税務署 中目黒5-27-16 ☎3711-6251(自動音声案内・案内に従って「2」を押す)

東急東横線祐天寺駅下車5分

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に、よくある質問への回答のほか、各種手続や申請・届出様式などが掲載されています。

#### ●固定資産税・都市計画税、不動産取得税

○目黒都税事務所 上目黒2-19-15(目黒区総合庁舎内)

☎5722-9001

※法人事業税・法人都民税・個人事業税は渋谷都税事務所

☎5420-1621

※自動車税は都自動車税コールセンター

☎3525-4066

○テレホンサービス ☎5339-0294(24時間対応)

都税に関する「よくある質問」にお答えします。

## 税の相談

#### ●税理士による税務相談

参照 P15